

旅行業法に基づく登録研修機関の不利益処分の基準について

旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号。以下「法」という。）第 1 2 条の 2 1 から第 1 2 条の 2 3 まで（法第 2 9 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録研修機関に対する不利益処分は、下記に定めるところによる。

記

1. 不利益処分の基準について

法の規定による不利益処分を行う場合、原則として、別表に掲げるものを基準として実施するものとする。その際、「不利益処分基準」欄に行政指導が前置されていない違反行為に対しては、不利益処分を行う旨通知の上、直ちに当該不利益処分を科すものとする。また、行政指導が前置されている違反行為に対しては、原則としてまず行政指導を行い、それでも是正されない場合に改善命令又は業務停止処分を科すこととする。

2. 不利益処分の軽減について

業務の全部または一部の停止について、その行為が次の（1）及び（2）に該当する場合には 2 分の 1 を超えない範囲で、（1）又は（2）に該当する場合には 4 分の 1 を超えない範囲で、1. の業務の停止の期間を短縮することができる。

- （1）過去 1 0 年以内に不利益処分を受けたことがないこと
- （2）再発防止のための体制を既に構築したと認められること

3. 不利益処分の加重等について

不利益処分を受けた登録研修機関が、当該不利益処分から 5 年を経過するまでの間に再度同一事項の違反行為を行った場合、複数の違反行為を行った場合又は違反行為に悪質性があると認められる場合は、行政指導が前置されている場合であっても、直ちに当該不利益処分を科すことができることとする。この場合において、不利益処分を科す際の業務の停止の期間について、2 分の 3 を乗じて得た日数に加重することができることとする（その日数に 1 日未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。

4. 登録の取消について

不利益処分を科す際に業務の停止の期間が累積60日間を超える場合は、登録の取消を行うことができることとする。

5. 不利益処分の一時的実施猶予について

不利益処分を科す場合においても、既に申し込みが完了している研修及び修了試験の履行に必要な限度において一部の業務を継続しうるものとする。

6. 不利益処分後の通知について

不利益処分を行った場合は、その内容等を研修業務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）に対して通知するものとする。

附則

この通達は、令和8年1月16日から施行する。

(別表)

		根拠条文 (法第29条において準用する場合を含む。)	違反行為の内容	不利益処分基準	(参考)罰則
登録に関するもの	1	法第12条の11第1項	不正の手段による登録	60日間の業務の停止 又は登録の取消	なし
	2	法第12条の13第1号又は第3号	登録後に登録拒否事由に該当	是正されるまで業務の停止 又は登録の取消	なし
	3	法第12条の14第1項	登録基準不適合	適合命令 又は改善命令	なし
	4	法第12条の17	登録事項変更の未届出	行政指導→ 18日間の業務停止	なし
業務の実施体制に係るもの	5	法第12条の16 (法施行規則第36条)	研修業務の実施基準不適合	行政指導→ 改善命令	なし
	6	法第12条の18	研修業務規程の未届出	行政指導→ 18日間の業務停止	なし
	7	法第12条の19	業務の休廃止の未届出	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
	8	法第12条の20第1項	財務諸表等の未設置	行政指導→ 12日間の業務停止	20万円以下の過料
	9	法第12条の20第2項各号	財務諸表等の閲覧等の拒否	行政指導→ 12日間の業務停止	20万円以下の過料
	10	法第12条の24	帳簿不記載等	行政指導→ 18日間の業務停止	30万円以下の罰金
その他	11	法第12条の21	適合命令違反	60日間の業務の停止 又は登録の取消	なし
	12	法第12条の22	改善命令違反(登録基準不適合)	60日間の業務の停止 又は登録の取消	なし
	13	法第12条の22	改善命令違反(研修業務の実施基準不適合)	18日間の業務停止	なし

(注) 4及び6から10までの違反については、以下の違反期間の区分に応じた日数を上表の日数(本文2.の規定により期間を短縮する場合には、その短縮後の日数)に加算する。

14日以内	0日
15日超1ヶ月以内	3日
1ヶ月超6ヶ月以内	5日
6ヶ月超1年以内	10日
1年超	15日